

広報

2015年(平成27年)7/1

そでがうら

国保特集号

HOME PAGE URL <http://www.city.sodegaura.lg.jp/>

編集・発行／袖ヶ浦市保険年金課 〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1-1 ☎0438-62-3031(直通) FAX0438-62-1934

# 平成27年度国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び 軽減措置が適用される世帯の拡充が行われます!

改正内容

- 課税限度額(医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分)の引上げ
- 所得の少ない世帯に対する軽減措置(5割軽減・2割軽減)の拡充

※平成27年度の国民健康保険税決定通知書と納付書は7月14日に送付します。

## ● 課税限度額の引上げ

地方税法施行令の一部改正に伴い、医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分の課税限度額が引き上げられます。

※課税限度額とは、年度において賦課される保険税の上限額です。

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分	課税限度額合計
改正後	52万円	17万円	16万円	85万円
改正前	51万円	16万円	14万円	81万円

袖ヶ浦市では、次の①～④の4方式で算出しています(市町村によって算出方法は異なります)。		医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
①所得割額	平成26年中の総所得金額等から基礎控除(33万円)を引いた額に税率を乗じます。	6.4%	1.7%	1.2%
②資産割額	平成27年度固定資産税額のうち土地・家屋の税額に税率を乗じます。	6.5%	—	—
③均等割額	被保険者1人あたりに乗じる額です。	18,000円	10,500円	12,500円
④平等割額	1世帯あたりにかかる額です。	22,000円	—	—

※総所得金額等…平成26年中の総所得金額(特別控除後で雑損失の繰越控除は適用しない)、山林所得、譲渡所得等の合計額です。

## ● 軽減措置が適用される世帯の拡充

地方税法施行令の一部改正に伴い、均等割額及び平等割額の軽減措置が適用される世帯の範囲が広がります。

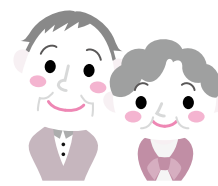
### ● 2割軽減の拡充 軽減対象となる所得基準額の引上げ

改正後	33万円+(47万円×加入者数)以下
改正前	33万円+(45万円×加入者数)以下

### ● 5割軽減の拡充 軽減対象となる所得基準額の引上げ

改正後	33万円+(26万円×加入者数)以下
改正前	33万円+(24万5千円×加入者数)以下

※世帯主及び世帯の国保被保険者全員が前年の所得申告をしていることが条件です。未申告の方がいる場合、正しい判定ができず軽減とはなりません。



※軽減判定のための世帯総所得には、**擬制世帯主**(国保の被保険者でない世帯主)の所得が含まれるなど一定の基準があります。

## 国民健康保険税の納付にあたってのお知らせ



### 国民健康保険税は世帯主課税です

世帯主の方が国民健康保険に加入していない場合(社会保険や後期高齢者医療保険に加入)でも、世帯内に加入者がいる場合は世帯主が納税義務者となります。

### 非自発的失業による国保税の軽減について

会社の倒産や事業廃止などの特定受給資格者や正当な理由のある自己都合退職者などの特定理由離職者(65歳未満)については、平成23年度以降の国民健康保険税が軽減されます。

**軽減の範囲** 保険税算定に係る前年給与所得を30/100で算定します。給与所得以外の所得は軽減対象とはなりません。

**対象となる方** 「雇用保険受給資格者証」の第1面の⑫離職理由欄の番号が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」に該当する方(65歳未満)です。

**対象期間** 離職日の翌日の属する月から翌年度末まで

**必要書類** 「雇用保険受給資格者証」の原本(写し不可)

**市役所担当窓口** 保険年金課

※行政センターでは手続きを行っていません。

### 口座振替による納付が便利です

口座振替は金融機関や、ゆうちょ銀行の指定口座から納期限ごとに自動振替によって国民健康保険税を納付していただく方法です。安全で納め忘れもなく、納期限ごとに金融機関に納めに行く手間が省ける納付方法です。口座振替に必要な書類をそろえて最寄りの指定金融機関または市役所担当窓口までお申し込みください。

**必要書類** 振替口座の通帳/通帳の届出印/保険証

**市役所担当窓口** 保険年金課/納税課/行政センター

### 減 免

震災などにより財産等に甚大な損害を受けた場合や、病気などにより長期にわたって就労が困難で、前年度と比較して収入が著しく減少した場合などに減免制度があります。減免申請には世帯の収入・資産状況の申告や、状況によって必要書類が異なります。また、震災などにより、一時的に生活が著しく困難となった場合には、入院費用の一部負担金の免除及び徴収猶予制度があります。詳しくはお問い合わせください。

# 8月1日からの国民健康保険被保険者証・高齢受給者証を送付しました。

被保険者証は一斉更新のため、毎年7月末で有効期限が切れます。新しい被保険者証は7月24日までに簡易書留で配達される予定です。8月1日以降は新しい被保険者証をご使用ください。なお、被保険者証は世帯ごとに世帯主の方あてに送付しました。詳しくは、被保険者証に同封の文書をご確認ください(今年度からカードケースの更新はなくなりました)。



## 被保険者証の有効期限について

新しい被保険者証の有効期限は平成28年7月31日です。ただし、次の方は有効期限が異なりますので、ご確認ください。

- **保険税の滞納がある方**  
平成27年10月31日
- **65歳到達により退職者医療制度に該当しなくなる方**  
有効期限は誕生月の月末(誕生日が1日の方はその前月末)  
(退職者医療制度に該当している方で、平成27年8月2日から平成28年7月1日までに65歳の誕生日を迎えられる方)
- **75歳到達により後期高齢者医療制度へ移行する方**  
有効期限は誕生日の前日  
(平成28年7月31日までに75歳の誕生日を迎えられる方)

## 他の健康保険に加入していませんか

袖ヶ浦市の国保被保険者証と、会社等の健康保険被保険者証の両方をお持ちの方は、国保の脱退の手続きが必要です。

会社等の健康保険に加入したら、早めの手続きをお願いします。  
**必要書類** 会社等の健康保険被保険者証 国保被保険者証

## ジェネリック医療品希望シールをご活用ください

8月1日以降に使用する被保険者証の台紙裏面に「ジェネリック医薬品希望シール」を添付しておりますので、被保険者証表面余白に貼ってご活用してください。

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同じ有効成分・効用をもつ、安価な処方薬であり、薬代の節約に役立ちます。ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師や薬剤師に相談してください。

## 限度額適用認定証の更新のお知らせ

現在交付されている限度額適用認定証の有効期限は7月31日となっております。8月以降も限度額適用認定証を引き続きお使いになる方は、更新の手続きが必要となりますので、早めに手続きをお願いいたします。

**申請場所** 保険年金課(行政センターでの申請は、後日郵送となります)

### 必要書類

- 限度額認定証が必要な方の国民健康保険被保険者証
- 来庁する方の身分証明書



## 重複・頻回受診訪問を行っています

国民健康保険の安定運営の確保のため、国民健康保険に加入している方で、医療機関への受診頻度が多い方や、同じ病気で複数の医療機関を受診されている方に対し、訪問指導を実施しています。

市の保健師が様子を伺いに家庭訪問いたしますので、ご協力をお願いします。

## 後期高齢者医療制度の被保険者証を送付します

後期高齢者医療被保険者証(75歳以上の方または65歳以上の一定の障がいがある方)は国民健康保険被保険者証とは別に、簡易書留により7月末日までに配達されるように送付します。なお、8月から使用する被保険者証は青色です。

## メタボ解消のスタートです! 特定健診を受けましょう

特定健診は、メタボリックシンドロームをより早い段階で発見し、生活習慣病の予防・改善につなげることを目的としています。

**実施期間** 6月1日～8月31日

**対象者** 国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方  
75歳の一部(昭和16年1月1日から昭和16年3月31日生)の方

**受診券** 対象者には5月下旬に送付しました(国保加入手続きが6月1日以降の方は申込みが必要です)。

**費用** 無料です。



**「今年度、会社などの健診や人間ドックを受けるので、特定健診は受診しない」という方は、健診結果の提出をお願いします**

※国民健康保険短期人間ドック受診の方は健診結果の提出は不要です。

会社などで、「特定健診」の検査項目を検査している方は、健診結果を提出していただくことで、今年度の特定健診を受けたこととなりますので、次のとおり健診結果の提出にご協力ください。

なお、「特定健診」の検査項目を満たしていない方は特定健診の受診をお願いします。

**提出書類** 健診結果(写しを取り、原本はお返しします)

特定健診受診券(裏面の質問票を記入してください)

**提出期限** 平成28年3月31日  
**提出場所** 保険年金課・行政センター

### 「特定健診」の検査項目

身体計測	身長・体重・BMI・腹囲
血圧	収縮期/拡張期
血液検査	
脂質	中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール
肝機能	AST(GOT)・ALT(GTP)・γ-GT(γ-GTP)
血糖	血糖・HbA1c
腎機能	クレアチニン・尿酸
貧血	血色素量・赤血球数・ヘマトクリット
尿検査	尿糖・尿たんぱく

## 特定保健指導を活用して生活習慣を見直してみませんか?



生活習慣を少し見直すだけで改善が期待できます。あなたの身体はあなたにしか守ることができません。これをきっかけに生活習慣の改善に取り組んでみませんか?

健康相談・家庭訪問では、こんなことがわかります

- 健診結果の見方
- 健診結果と食事とのつながりについて  
(健康相談では、食品サンプルを使って1日分の食品基準量を確認できます)

特定健診の受診結果により、特定保健指導の対象となった方には、健康相談の案内を郵送しますので、内容を確認し、予約のうえ、相談してください。

また、特定健診の結果により、市の保健師や栄養士が訪問した際には、ご協力をお願いします。

**問合せ先** 健康推進課

## 後期高齢者医療制度の健康診査(75歳以上の方)

<b>実施時期</b>	8月～9月
<b>対象者</b>	昭和15年7月31日以前に生まれた方 (65歳以上の障がい認定により加入した方も含みます) ※「受診券」は、7月末に送付します。
<b>実施時期</b>	平成28年2月
<b>対象者</b>	昭和15年8月1日から12月31日までに生まれた方 ※「受診券」は、平成28年1月末に送付予定です。

## 問合せ先

- 被保険者証・限度額認定証・特定健診に関すること…………… 保険年金課 国保資格給付班 ☎0438-62-3031
- 保険税の賦課・後期高齢者医療制度に関すること…………… 保険年金課 後期・賦課徴収班 ☎0438-62-3092
- 特定保健指導に関すること…………… 健康推進課 健康指導班 ☎0438-62-3162